

乳幼児・児童医療費助成制度の改正に伴う意見公募手続の実施について

現在、四万十町では、15 歳に達する日の年度末までの子どもを対象に、通院や入院時の医療費に係る自己負担額を助成しています。

このたび、子育て支援の更なる充実を図るため、令和 5 年 4 月 1 日から、その対象年齢を 18 歳に拡大するなどの制度改正を行うことを検討しています。

つきましては、この制度改正に必要な改正条例案を作成しましたので、次の要領で皆様のご意見を募集します。

募 集 期 間	令和 4 年 11 月 4 日（金）から令和 4 年 11 月 25 日（金）まで
資料閲覧方法	閲覧所（本庁西庁舎 1 階、各地域振興局、興津出張所）での閲覧、又は町ホームページ（「四万十町意見公募」でご検索ください。）での閲覧
意見提出方法	備え付けの意見書又は任意様式に、住所、氏名、連絡先電話番号、意見をご記入のうえ、意見箱への投函、郵送、FAX、又は電子メールでご提出ください。
提出・問合せ先	〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17 四万十町町民課 担当：谷脇 TEL:22-3117 FAX:22-0361 電子メール:105000@town.shimanto.lg.jp

【乳幼児・児童医療費助成制度の概要】

乳幼児（就学前の子ども）と児童（小・中学生。15 歳に達する日以降における最初の 3 月 31 日までの者）に係る保険診療の自己負担分を助成する制度です。ただし、他の公費負担制度、高額療養費や育成医療、健康保険組合からの付加給付等の医療費給付制度が優先となります。なお、助成を受けるためには申請が必要です。

【改正条例案の主な内容】

- ① 助成対象となる児童の年齢要件を 15 歳から 18 歳に拡大します。
- ② 修学のため他の市町村に転出している者（保護者が四万十町の区域内に住所を有する場合に限ります。）を助成対象として追加します。

【対象者数及び助成額の見込み】

	対象者数	助成額
現 行	1,394 人 0 歳～15 歳（令和 4 年 10 月 1 日現在）	42,549 千円 （令和 4 年度予算額）
改正後	1,744 人 〔内訳〕 0 歳～15 歳 1,394 人 16 歳～18 歳 350 人	50,049 千円 うち 16 歳～18 歳に係る分は 7,500 千円